



2020年4月30日
株式会社桜井製作所

特定技能登録支援機関の認可を取得しました

この度、桜井製作所では外国人人材の活用のため特定技能労働者の登録支援機関として認可を取得致しました。

2019年に在留資格「特定技能」が今後の人手不足への対処を目的として開始されました。これは特定産業で働いている知識・経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの新しい在留資格です。

桜井製作所では、外国人技能実習生の受入れの実績があり、ベトナム工場があることから、ベトナム人の雇用を中心に活動しております。

就業の職種の範囲があるものの、通常の日本人の雇用と同じような待遇でベトナム人を雇用できる在留資格ですので、より外国人人材の活用ができるものと考えます。

現在技能実習生の受入れを行っている企業様は、技能実習2・3号を修了する技能実習生は在留資格を移行して、さらに5年の在留資格の延長が可能になります。また、技能実習生の受入れを行っていない企業様でも特定技能労働者は雇用できます。

桜井製作所では、特定技能労働者の雇用の仕方や、特定技能支援団体許可の取得の支援を行っています。新型コロナウイルスの影響により現在は人材活動を縮小されている企業様が多いと存じますが、今後必ず人材が必要になります。

制度の仕組みなど不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。弊社では、Skype、Zoom等のビデオ通話にてのご相談も承っております。ご興味がある方は担当者様のご都合に合わせて面談させていただきますのでご連絡いただけますと幸いです。

問い合わせ先

株式会社桜井製作所 特定技能登録支援担当 佐藤

電話 053-432-1711

メール gse@sakurai-net.co.jp

Zoom等、ビデオ通話にての対応も行っております

技能実習生を 特定技能労働者に 切り替えしませんか？

切り替えのメリット

1 事務作業の軽減

通常の雇用と同じですので余計な書類、事務作業の軽減ができます！

2 更に5年間の雇用

せっかく育てた実習生を、あと5年続けて雇用できます！

3 作業範囲の拡大

職種の範囲はありますが、さらに様々な作業をすることが可能です！

詳しくは、裏面をご覧ください

「特定技能」労働者とは

- 今後の人手不足への対処を目的として
- 2019年に開始された在留資格「特定技能」。
- 特定産業で働いている知識・経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。
- 基本的には日本の労働者と同じ扱いとなります。
- 技能実習2・3号を修了する技能実習生は在留資格を移行することができます。



うちには技能実習生がいないから..
という企業様でも大丈夫

現在、外国人を雇っていない企業様でも

「特定技能」外国人を雇用出来ます！

お気軽にお問い合わせください

受付時間(平日) 8:00 ~ 17:00

TEL.053-432-1711

mail : gse@sakurai-net.co.jp

技能実習と特定技能の主な違い

メリット・デメリットがありますので
企業様に合った資格を利用ください。

| 在留資格名 | 技能実習 | 特定技能 |
|-------|------|------|
| 在留期間 | 1～5年 | 通算5年 |
| 対象業種 | 81種類 | 14種類 |
| 人数の制限 | あり | なし |
| 転職の可否 | 原則不可 | 転職可能 |
| 準備期間 | 7か月 | 2か月 |

特定技能の業種

技能実習に比べて幅広く分野をカバーしています。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 介護業 | 5. 電気・電子情報産業 | 10. 宿泊業 |
| 2. ビルクリーニング業 | 6. 建設業 | 11. 農業 |
| 3. 素形材産業 | 7. 造船・舶用業 | 12. 漁業 |
| 4. 産業機械製造業 | 8. 自動車整備業 | 13. 飲食料品製造業 |
| | 9. 航空業 | 14. 外食業 |

特定技能を雇用する場合

支援計画を作成する必要があります。

| | | | |
|--|--|---|---|
| 事前ガイダンス  | 出入国の送迎  | 住居・契約支援  | 生活指導  |
| 手続きの同行  | 医療機関情報  | 日本語教育  | 苦情相談窓口  |
| 防犯・災害情報  | 日本人との交流  | 転職支援  | 定期的な面談  |



こんなに多いと出来ないよ!
という企業様でも大丈夫

支援を代行するシステムがあります。

**「登録支援機関」を
活用しましょう!**